

東京大学御殿下記念館の利用に関する内規

令和4年4月28日
学生支援担当理事裁定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学体育施設等管理及び使用規程第3条の規定に基づき、東京大学御殿下記念館（以下「記念館」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 記念館にジムナジウム、プール、トレーニング室、スポーツ相談室、研修室、スタジオ、その他の施設を置く。

(記念館の利用)

第3条 ジムナジウム、プール、トレーニング室及びスタジオは、東京大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員等のスポーツ活動等に利用することができる。ただし、ジムナジウムは、本学の主催する式典等の行事にも利用することができる。

- 2 スポーツ相談室は、本学の学生及び教職員等に対し、スポーツに関する相談に応ずるものとする。
- 3 研修室は、本学の学生及び教職員等のスポーツに関する研修会等に利用することができる。

(利用者の範囲)

第4条 記念館を利用することができる者は、本学の学生、生徒、教職員及び記念館で開催される行事、スポーツ大会、研修会に参加する者並びに管理運営責任者が利用を認めた者とする。ただし、トレーニング室については所定の講習を受けた者、ジムナジアムのクライミングウォールについては、あらかじめ管理運営責任者の承認を受けた者以外は、これを利用することができない。

(施設の利用)

第5条 前条に定める者は、随時、ジムナジウム、プール、トレーニング室及びスタジオを利用することができる。ただし、次項の規定により、専有的利用が許可されている場合は、この限りではない。

- 2 ジムナジウム、プール、スタジオ、ジムナジウムに設置された卓球コート若しくはバドミントンコート又は研修室を一定時間専有して利用する場合には、あらかじめ本部学生支援課に申し出て、許可を得なければならない。ジムナジウム又はプールの一部を専有して利用する場合も同じとする。
- 3 前2項の規定により、施設（研修室を除く。）を利用する者は、ロッカー室、シャワー室、採暖室等の付帯施設をあわせて利用することができる。
- 4 クライミングウォールの利用については、別に定めるところによる。

(施設の専有的利用)

第6条 前条第2項の規定により、許可を得ようとする者は、次の区分に従い、所定の日以後、施設利用申込書に必要な事項を記入して、本部学生支援課に提出しなければならない。

- (1) 本学又は本学の運動会が主催するスポーツ活動及び大会（利用しようとする日の1年前の日）

- (2) 部局が主催するスポーツ活動及び大会（利用しようとする日の3月前の日）
- (3) 本学の運動会所属の各運動部が主催するスポーツ活動及び大会（利用しようとする日の2月前の日）
- (4) 本学の学生団体又は教職員団体等が主催するスポーツ活動及び大会（利用しようとする日の1月前の日）

2 ジムナジウム、プール及びスタジオに関する前項の申込みは、本部学生支援課長の定める時間並びに施設の全部若しくは一部については、これを認めない。

（利用許可）

第7条 本部学生支援課長は、適式な利用申込みがあったときは、同一施設に対し同一日時の利用許可が既に与えられていない限り、遅滞なく利用許可を与えるものとする。ただし、利用区分について疑義がある場合又は既存の基準によって決定できない場合は、管理運営責任者の了承を得て、利用許可を与えるものとする。

（利用許可の取消し）

第8条 管理運営責任者は、次の各号の一に該当するときは、既に許可された利用許可を取り消すことができる。

- (1) 本学において、管理上の事由が生じたとき。
- (2) 利用申込みに記載された事項が事実と反するとき。
- (3) 他の団体に転貸したとき。
- (4) 許可された目的以外の用途に利用したとき。

（開館日）

第9条 記念館は、12月28日から翌年1月5日までの期間、日曜日、国民の祝日・休日については、原則として、閉館する。

2 管理運営責任者は、必要があると認める場合には、臨時に開館し、又は閉館することができる。

（開館時間）

第10条 開館時間は、平日は午前11時30分から午後8時30分まで、土曜日は午前10時30分から午後7時30分までとする。ただし、第5条第2項の規定により、一定時間専用有して利用する場合には午前10時から利用できるものとする。

（利用者の負担）

第11条 利用者は、本学学生、生徒、教職員とそれ以外の者との区別により、別表1に定める運営費を負担しなければならない。ただし、研修室についてはこの限りでない。

(専有的利用者の負担)

第12条 第6条第2号及び第4号の用途に利用する場合は、前条に定める運営費の外に、別表1に定める特別運営費を負担しなければならない。ただし、管理運営責任者が特に認めた場合については、運営費及び特別運営費の双方または一方を免除することができる。

2 専有的利用の許可を受けた者がその利用を取り消す場合には、別表2に定める取消料を納付しなければならない。

(利用料の負担)

第13条 別表3に定めるサービスの利用者は、第11条に定める運営費の外に、同表に定める利用料を負担しなければならない。

(運営費等の納付)

第14条 第11条に定める運営費及び前条に定める利用料は利用前に、第12条に定める特別運営費は利用許可を受ける際に、本部学生支援課に納付するものとする。

2 前項によって納付された運営費は返還しない。

(体育施設等利用料)

第15条 本学学生、生徒、教職員以外の者は、本学の定める体育施設等利用料を、利用前に本部学生支援課に納付しなければならない。

2 既納の体育施設等利用料は返還しない。

(原状回復)

第16条 利用中に建物、備品等を損傷又は滅失したときは、利用の許可を受けた者がこれを原状に復さなければならない。ただし、原状回復が困難と認められる場合には、損害を賠償の責に任ずるものとする。

(補則)

第17条 この内規に定めるもののほか、記念館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○別表 1

運営費（入館料）

1回	学内者（本学学生・生徒・教職員）	400円
	学外者	700円
6月パスカード	学内者（本学学生・生徒）	6,000円
	学内者（教職員）	8,000円
	学外者	17,000円
1年パスカード	学内者（本学学生・生徒）	9,000円
	学内者（教職員）	11,000円
	学外者	31,000円

特別運営費（専有的利用料）

ジムナジウム	バスケット、バレーボール、フットサル等（A）	1,100円／1時間
	バレーボール、フットサル等（B~E）	900円／1時間
	B~Lつなげて	1,300円／1時間
	バドミントンコート（B/C/D/E/F）	1面につき300円／1時間
	卓球コート（G/H/I/J/K/L）	1面につき200円／1時間
プール1コース		600円／1コース／1時間
スタジオ		1,200円／1時間
第1、第2研修室		1室につき600円／1時間

別表 2

（取消料）

使用日の前日より起算し、15日ないし30日の間	各施設料金30%相当
使用日の前日より起算し、4日ないし14日の間	各施設料金50%相当
使用日の前日より起算し、3日以内	各施設料金100%相当

別表 3

（使用料）

トレーニング室利用登録講習会	1,500円（更新1,000円）
トレーニング室体験利用／水泳教室	500円
リストバンド再発行	500円
レンタルリストバンド／ラケット	100円
レンタルシューズ	200円

体組成計印刷		200 円
体力測定		400 円
契約ロッカー	3 か月	2,000 円
	6 か月	3,500 円
	9 か月	5,000 円
	12 か月	6,500 円